

ご契約者の皆様へ

自動車保険 商品改定のご案内

平素は楽天損保の自動車保険をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
 さて、弊社では、2018年1月1日以降保険始期のご契約より、商品の改定を行います。
 つきましては、主な改定内容を以下のとおりご案内いたしますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
 今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

保険料の改定




自動ブレーキ割引の新設

自動ブレーキ装置^(注1)が装着されている自家用普通乗用車、自家用小型乗用車または自家用軽四輪乗用車であり、かつ、保険始期が適用対象期間内にある場合に、保険料を9%割引します。

自動ブレーキ割引の対象となる用途車種	自動ブレーキ割引の適用対象期間 ^(注2)
自家用普通乗用車 自家用小型乗用車	保険始期がご契約のお車の型式が発売された年度に3を加算した年(暦年)の12月31日までに存在する場合に、自動ブレーキ割引を適用します。
自家用軽四輪乗用車	ご契約のお車の型式の発売時期を問わず、自動ブレーキ装置が装着されたお車に対して、自動ブレーキ割引を適用します。

(注1)弊社が定める所定の衝突被害軽減ブレーキ装置をいいます。以下同様とします。

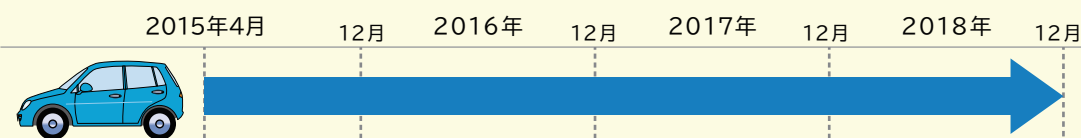
(注2)長期契約の場合、すべての保険年度に適用します。以下同様とします。

 **ASAP6** だと6年間ずっと **9%** 割引されるんだね!!



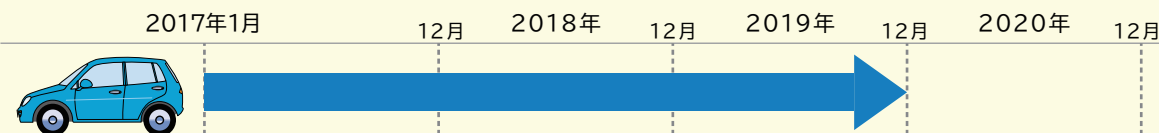
自家用普通乗用車・自家用小型乗用車の自動ブレーキ割引適用対象期間の例

型式発売年月が2015年4月(2015年度)の場合



2018年12月31日までに保険始期が存在するご契約が自動ブレーキ割引の対象となります。

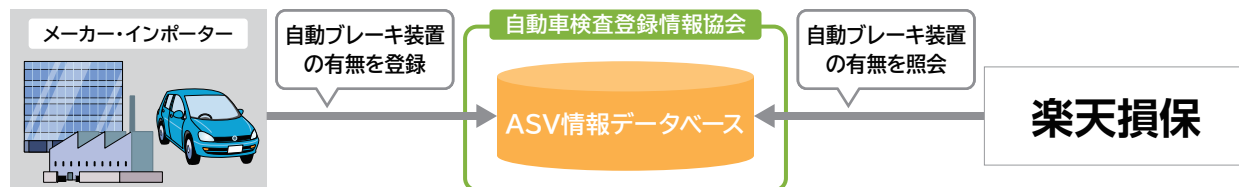
型式発売年月が2017年1月(2016年度)の場合



2019年12月31日までに保険始期が存在するご契約が自動ブレーキ割引の対象となります。

自動ブレーキ装置の有無は、メーカー等が情報を登録する「ASV情報データベース」へ照会して確認いたします。

<イメージ図>



ASVとは「Advanced Safety Vehicle」の略で、自動ブレーキ等の運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車のことをいいます。



新車割引の改定

自家用普通乗用車および自家用小型乗用車における新車割引の割引率および適用期間を次のとおり改定します。

補償項目	改定前	改定後	
	割引率	割引率	
期間(注1)	25か月以内	25か月以内	26か月から49か月以内
車両保険(注2)	5%	8% 割引率拡大	8% 適用期間延長
車両保険以外	9%	10%	—

(注1) 初度登録年月の翌月から起算して、保険始期の属する月までの期間をいいます。

(注2) 事故・故障時レンタカー費用補償特約を含みます。

改定のポイント

- ◆ 自家用普通乗用車および自家用小型乗用車における新車割引の割引率を拡大しました!
- ◆ 自家用普通乗用車および自家用小型乗用車における車両保険の新車割引適用期間を延長しました!



各種割引の廃止

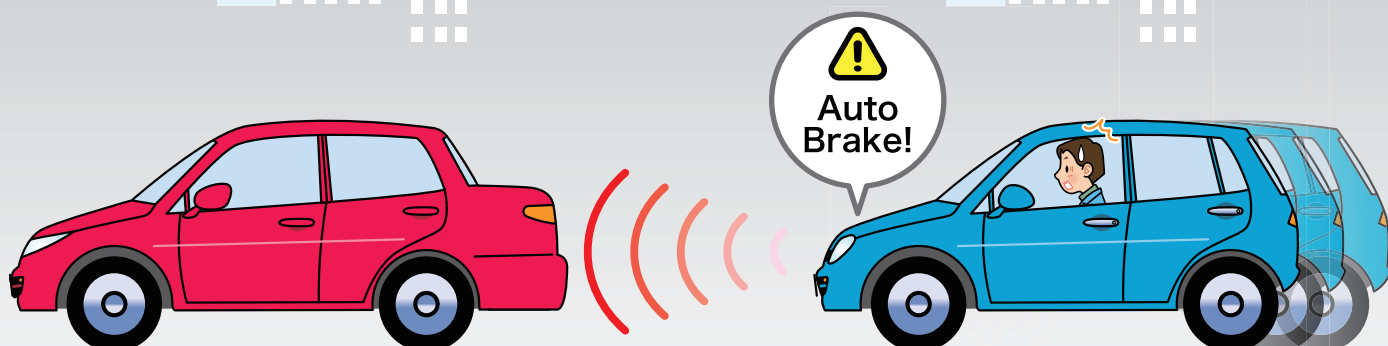
商品のわかりやすさを向上させるために次の割引を廃止します。

- 長期優良契約割引
- 電気自動車・ハイブリッド自動車割引
- 福祉車両割引
- ASAP安心プラン割引



保険料の見直し

割引の新設、改定や一部特約保険料の見直しを行います。お客様のご契約条件によって保険料が引下げまたは引上げとなりますので、ご契約いただく際には、申込書等に記載されたご契約条件ならびに保険料をご確認いただきますようお願いいたします。



II 商品の改定



事故・故障時レンタカー費用補償特約の新設

「事故時レンタカー費用補償特約」は事故発生時に借り入れたレンタカー費用を補償していましたが、事故発生時に加えて故障発生時に自力走行不能となりレッカー搬送された場合に借り入れたレンタカー費用も補償する「事故・故障時レンタカー費用補償特約」を新設します。なお、「事故・故障時レンタカー費用補償特約」の新設に伴い、「事故時レンタカー費用補償特約」を廃止します。



補償内容		盗難	自力走行不能		自力走行不能以外	
			事故	故障 ^(注1)	事故	故障
廃止	車両保険(一般)をセットした 事故時レンタカー費用補償特約	○ ^(注2)	○	×	○	×
	車両保険(車対車+A)をセットした 事故時レンタカー費用補償特約	○ ^(注2)	△ ^(注3)	×	△ ^(注3)	×
新設	事故・故障時レンタカー費用補償特約	○	○	○	×	

(注1)ロードアシスタンス特約で補償されるレッカー搬送をされた場合に限りです。

(注2)車両保険に車両盗難補償対象外特約がセットされている場合は補償対象外です。

(注3)車両保険で補償される事故の場合に限りです。

契約条件	廃止 事故時レンタカー費用補償特約	新設 事故・故障時レンタカー費用補償特約
対象契約	車両保険がセットされた自家用8車種	ロードアシスタンス特約がセットされた自家用8車種
保険金日額	3,000円、5,000円、7,000円、10,000円、15,000円、20,000円から選択	5,000円、7,000円、10,000円、15,000円から選択 ^(注)
自己負担額	0円、5,000円、10,000円、20,000円から選択	0円のみ

(注)前契約に事故時レンタカー費用補償特約がセットされている場合、継続時のおすすめプランでは事故・故障時レンタカー費用補償特約をおすすめします。なお、前契約の保険金額が3,000円の場合は5,000円、20,000円の場合は15,000円、自己負担額0円以外は0円でおすすめします。

改定のポイント

- ◆ 車両保険をセットしていない契約でもセットが可能になりました!
- ◆ 故障時に自力走行不能のためレッカー搬送された場合も補償の対象となりました!



被害者救済費用等補償特約の新設

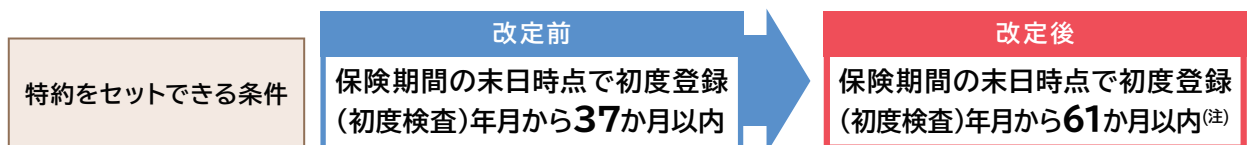
ご契約のお車の欠陥やハッキング等を原因とする事故が発生した場合で、被保険者に法律上の損害賠償責任が発生しないときでも、他人を死傷、または他人の財物に損害を与えたときに被保険者が負担する被害者救済費用に対して保険金をお支払いします。ただし、欠陥やハッキング等の事実がリコールや警察の捜査等の客観的な事実により確認できる場合に限りです。

※ASAP(個人用自動車保険)または対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をセットしたPAP(総合自動車保険)に自動セットされます。



車両新車取得費用補償特約の改定

- 「保険期間の末日が初度登録(初度検査)から37か月以内」としていたこの特約のセット条件を「保険期間の末日が初度登録(初度検査)から61か月以内」に改定します。
- また、長期契約にセットする場合は、「保険年度の末日が初度登録(初度検査)から起算して61か月以内の保険年度」までこの特約が適用されるように改定します。



(注)長期契約の場合、この条件を満たさないときでも、この特約をセットすることができます。ただし、適用期間は初度登録(初度検査)の翌月から起算して61か月以内に保険年度の末日が存在する保険年度までとなります。

改定のポイント

- ◆ 特約をセットできる期間を延長しました!
- ◆ 保険期間が3年を超える長期契約にもセットできるようになりました!



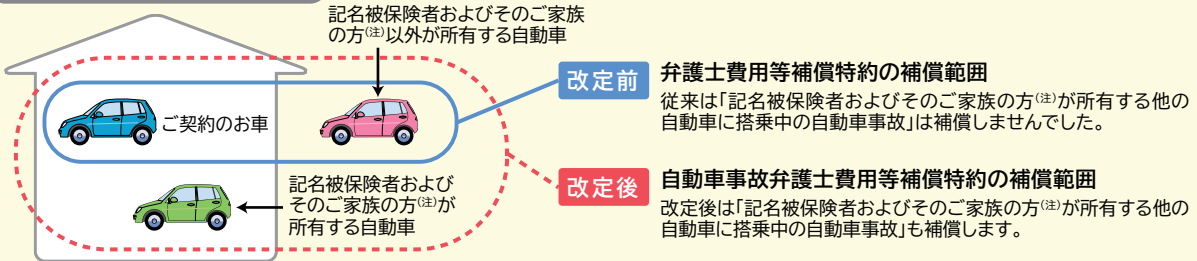
弁護士費用等補償特約の改定



- 記名被保険者が個人のご契約では、記名被保険者およびそのご家族の方^(注)が所有または常時使用する自動車が2台以上ある場合、従来は1台ごとにこの特約をセットする必要がありましたが、記名被保険者およびそのご家族の方^(注)が所有する自動車のうち1台にこの特約をセットすることで記名被保険者およびそのご家族の方^(注)に生じた損害を補償できるように改定します。
- 弁護士等への報酬を構成する着手金、報酬金等の費用ごとに上限額を設定するように改定します。なお、弁護士依頼費用の限度額300万円に変更はありません。
- 「弁護士費用等補償特約」から「自動車事故弁護士費用等補償特約」に特約の名称を変更します。

(注)ご家族の方とは次の方をいいます。①記名被保険者の配偶者②記名被保険者またはその配偶者の同居の親族③記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子様

補償範囲の改定のイメージ図



(注)ご家族の方とは次の方をいいます。①記名被保険者の配偶者②記名被保険者またはその配偶者の同居の親族③記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子様

補償の重複にご注意

- 記名被保険者が個人のご契約の場合、「自動車事故弁護士費用等補償特約」は、補償内容が同様の保険契約が他にあるときは、補償が重複することがあります。特約のセットにあたっては補償内容が同様の保険契約が他にないかご確認ください。
- 記名被保険者が個人のご契約の場合、「自動車事故弁護士費用等補償特約」を新たにセットするときは、他の契約にセットされている従来の「弁護士費用等補償特約」と補償が重複しますので、ご注意ください。
- 記名被保険者が法人または使用人のいる個人事業主のご契約の場合、従来どおりご契約のお車1台ごとに「自動車事故弁護士費用等補償特約」をセットする必要がありますので、ご注意ください。



個人賠償責任補償特約(国内限定補償)の改定



- 補償範囲を日本国外にも拡大し、保険金額を国内事故は無制限、国外事故は1億円に改定します。ただし、国外事故については、示談交渉サービスはご利用いただけません。
- 社会的ニーズを踏まえ、事故にあった被保険者が認知症患者等の責任無能力者であった場合に、その親権者や監督義務者等を被保険者に追加します。
- 「個人賠償責任補償特約(国内限定補償)」から「個人賠償責任補償特約」に特約の名称を変更します。

補償の重複にご注意

- 「個人賠償責任補償特約」は、補償内容が同様の保険契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。特約のセットにあたっては補償内容が同様の保険契約が他にないかご確認ください。



その他の改定

項目	概要
対物賠償責任保険の改定	道路法等に基づく原因者負担金については、被保険者が負担する損害賠償責任がなくとも、費用として補償することを可能とします。
人身傷害保険の改定	人身傷害保険の被保険者に自動車損害賠償保障法に定める運転者および保有者を追加します。
他車運転危険補償特約および他車運転危険補償特約(二輪自動車・原動機付自転車)の改定	他車運転危険補償特約および他車運転危険補償特約(二輪自動車・原動機付自転車)の補償内容に、人身傷害保険および無保険車傷害特約を追加します。

このリーフレットは、自動車保険の主な改定内容をご紹介します。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をご覧ください。また、詳しい補償内容は「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」に記載しています。保険金のお支払い条件・ご契約手続き・その他ご不明な点がございましたら取扱代理店または弊社までご照会ください。なお、ご契約者と被保険者が異なる場合は、このリーフレットの内容を被保険者の方にもご説明いただきますようお願い申し上げます。

楽天損害保険株式会社

●お問い合わせ先

〒101-8655

東京都千代田区神田美土代町7番地

TEL 03-3294-2111(大代表)

ホームページアドレス <https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>